

昨今の制度改革の話

今年10月、菅首相が日本学術会議(以下、学術会議)から推薦されてきた委員6名を任命拒否したことが明らかになった。マスコミ各社によって取扱い方は違うが、このことが連日取りあげられている(11月18日時点)。

この一件については学術界が攻撃されているように思えて気になってしかたがない。私は法学者でないので「違法性が疑われている」ことについては何ともいえないが、首相が「既得権益のよう」などと発言している点については、我々が知る学術会議と全く違うので看過できないものがある。

この間、メディア上では学術会議に関するかなりの量の不正確な情報が拡散された。そうしている間に学術会議の改革にまで話が及んでいる。中には民営化すれば良い、解体すべきだという意見まである。まるで任命拒否に問題があるのではなく学術会議に問題があるのだから任命拒否という事態が起こった、かのようになっている。ちなみに学者にとって学術会議は何の権益にもならない。そのことも確認せず今の状況を「改革」という「未来志向」で解決しようという動きになっている。

このような標的を定めて改革を迫らせる展開は今に始まったことではない。いろいろな分野で起こってきたことである。

私の専門との関係でいうと「漁業協同組合(以下、漁協)」が標的となった。そして「漁協が漁業権を独占し」「何もしないで漁業者から漁場利用料や販売手数料などを徴収している」などというネガティブなフレーズがメディアなどを介して拡散した。そのことが東日本大震災の復興において制度化された「水産特区」や、今月から施行される新漁業法・新水産業協同組合法の制定に繋がった。

戦後漁業法では、共同漁業権は行政庁から漁協に必ず免許されるものになっているし、定置漁業権や特定区画漁業権においても漁協が免許申請すれば地元漁業者に漁業権が与えられないしくみになっていた。そのうえ漁業者は組合員として所属する漁協に漁場利用料や販売手数料など様々な支払いをしている。

このことが批判的になってきた。しかし、これをもって悪玉扱いされるのは漁協の立場からすれば心外である。なぜか。

海には土地のような所有権がないゆえに漁船の航行や操業において海を利用する当事者の間で共有されたルールがないと、資源の争奪戦が起こり、紛争が止まなくなる。漁村を維持するためには、漁業を営みながら紛争を防ぐしくみが必要である。その方法として合理的だと判断されてきたのが、広い水域の管理を行政が行い、狭い範囲の水域については地元に住み地元の海をよく知る漁業者たちにルールづくりや管理を任せるといったものだった。そうすることによって、漁業者間において「憎悪」が発生しにくくなるし、遭難や事故があった場合でも助け合う関係にもなる。

漁業権はこうした海を共同利用する漁業者集団に優先して与えられるものであり、漁業法では漁業者集団の権利の受け皿として漁協を設立させているのである。つまり、漁業権の権利の主体は漁協ではなく漁業者集団ということである。

これに属する個々の漁業者は、漁業を営む「権利」を得るために、ルールづくりと自主管理を行う「自治」としての漁協に「参加」する「責任」を負うことになる。このしくみにはもちろんコストが伴うので漁場利用料などで漁業者らは負担し合わなければならないことになる。

漁村は、閉鎖的だが、こうした社会秩序や規律があって紛争を起こらないようにしている。この文脈を知れば「漁協が漁業権を独占」や「漁業者から漁場利用料などを徴収している」などという批判が如何に不当なものかわかるだろう。

もちろん漁協の中には漁場利用をめぐるもめごとがあったり、大なり小なり諍いがあったりする。漁協に不満を抱える漁業者もいる。決して漁業権は完璧なくしみではない。それだけに外部から先のような批判を受けると分断されやすいのである。

残念ながら、度重なる不当な批判を受けて制定された新漁業法、新水産業協同組合法は、「未来志向」のもと成長産業化を優先させるばかりに以上のような漁業者集団の原理を劣化させる恐れのあるものとなった。

農協改革もそうだった。不正確な情報が伴う「レッテル貼り」と根拠の明らかでない「未来志向」が当事者のやる気を削ぐ政策を誘導していることに気づかなければならない。

(北海学園大学 経済学部地域経済学科 教授 濱田武士・はまだ たけし)